違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.15　2019 年 11 月 29 日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6
渋谷協栄ビル 6 階
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

東京地裁国家賠償請求訴訟、控訴審へ！

２０１９年１１月７日、３年半を超える地裁での審議を経て、安保法制違憲訴訟は判決の日を迎えました。決して楽観をしていたわけではありませんが、私たちの裁判官の良心を信じたいという気持ちは、あっさり裏切られることとなりました。当日の状況をお伝えするのに最もふさわしいと思いますので、報告集会での、寺井一弘共同代表（違憲訴訟全国ネットワーク代表）の挨拶をご紹介します。

言語道断の判決には屈しない　　寺 井 一 弘 弁護士

３年半前に提訴した安保法制違憲・国家賠償請求訴訟に対して東京地裁民事一部は本日午後３時に判決を言い渡しました。

裁判長の前澤達朗氏は私どもが忌避した裁判官でしたが、「原告らの請求はいずれも棄却する」という言葉をほんの５秒ほど述べて退室し、そのあと私どもは判決文を書記官から受け取りました。

私どもはこれまで長い間、多くの原告や市民の方々の切実な訴えを受け止めながら、戦争政策を推進する安倍政権の憲法蹂躙の姿勢を匡すため、この違憲訴訟を提起して闘ってきたのでありますが、今回の判決は戦争の現実的危険性を実感し、平和憲法を死守しようとする原告と市民の魂を込めた声を完全に圧殺するものでした。私どもの最終準備書面は６６０頁を超えるものでしたが、今日の判決の「裁判所の判断」という記述は何と１０頁しかありませんでした。私は改めて腸が煮え返るような怒りを抱いております。

判決内容の空疎さ、出鱈目さについてはこのあと、マスコミに発表した「安保法制違憲・国賠請求東京地裁判決に対する弁護団声明」を中心に具体的かつ詳細なご説明をいたしますが、被告の国側が主張していた集団的自衛権の合憲性については判断を回避したものの、「平和的生存権」「人格権」「憲法改正決定権」を根底から否定した上で原告らには損害賠償により法的保護を与えるべき利益が存在するとは認められないと断じました。まさに言語道断の判決で、いかなる意味でも許容できるものではありません。

私はさきほどの記者会見でも申し上げましたが、この判決に対してはいささかも屈することなく、当然東京高裁に控訴させていただきます。その意味ではこれからが闘いの正念場であると思っております。

法廷を後にする裁判官３人に対して傍聴席から「税金泥棒」との声が投げかけられましたが、私もこのような裁判官に厳しい生活を余儀なくされている国民の血税を使って高給を与えることはきわめて問題だと考えています。前澤さんら裁判官は司法に課せられている使命と責任を完全に放擲しております。私は戦前の司法が第二次世界大戦の遂行に大きく加担したことを全国各地で強調してきましたが、今回の東京判決は安倍政権の戦争政策を忖度してそれを積極的に容認したものと評しても決して過言でないと思っております。今や三権分立の一角である司法はその存在価値を失いつつあると言わざるを得ません。

しかし、一方において前橋地裁と横浜地裁では、宮﨑礼壹元内閣法制局長官らの証人尋問を行ない、安保法制を違憲と判断する可能性も出てきております。これは東京地裁民事１０部の女の会の裁判や釧路、山口、長崎での裁判にも引き継がれる流れになっていくだろうと思っています。

強大な国家権力を相手とするこの安保法制違憲訴訟はもとより厳しい闘いではありますが、私は今年の初めから「点を線とし、線を面にする壮大な闘いにしていこう」と訴え続けて参りました。私たちの闘いはまだまだ小さいものかもしれませんが、全国２５の違憲訴訟弁護団の仲間、そして平和を愛する国民市民の皆様と固く団結して歴史の評価にしっかり耐え得る大きな成果を生み出していきたいと考えています。

最後に私は本日法廷を傍聴された方、この報告集会に結集された多くの市民の皆様とともに安保法制を廃止に追い込み、平和憲法を死守するために最後まで闘い抜くことをお誓い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

判　決　要　旨

事件番号　平成28年（ワ）第13525号，同第39438号，平成29年（ワ）第27132号安保法制違憲・国家賠償請求事件
当事者　原告　　堀尾輝久ほか1552名
被告　　国
係属部　東京地方裁判所民事第1部
裁判官　裁判長裁判官　前澤達朗
　　裁判官　　実本滋
　　裁判官　　神本博雅
判決言渡期日　令和元年１１月７日午後３時００分
法廷番号　１０３号法廷

第1　主文

1　原告らの請求をいずれも棄却する。
2　訴訟費用は原告らの負担とする。

第2　事案の概要及び理由の要旨

1　事案の概要

本件は，原告らが，(1) ①内閣が平成26年7月1日に行った「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定と②平成27年9月19日に国会において可決成立し，平成28年3月29日に施行された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に係る内閣による行為（法案の閣議決定及び国会への法案提出）並びに国会による立法行為（以上(1)及び(2)の内閣及び国会による行為を総称して「本件各行為」という。）が，憲法前文，9条，９６条1項に違反し違憲違法であり，(2) また，被告による①駆け付け警護の任務が付与された自衛隊の部隊の南スーダン共和国への派遣（以下「本件駆け付け警護の任務付与」という。），及び②武器等防護の実施としての海上自衛隊護衛艦によるアメリカ合衆国海軍艦船の護衛（以下「本件武器等防護の実施」という。）が，憲法前文，9条，96条1項に違反し違憲違法であり，これら被告の行為により原告らが有する平和的生存権，人格権，憲法改正・決定権が侵害され，精神的苦痛を被ったと主張して，被告に対し，国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき，原告らそれぞれに慰謝料10万円及びこれに対する上記成立日である平成27年9月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2　主な争点

(1) 内閣による平成26年7月閣議決定，並びに平和安全法制関連2法の制定について内閣による平成27年5月閣議決定と国会への法案提出及び国会による立法行為（本件各行為）が憲法9条等に違反し，国賠法1条1項において違法とされるかどうか（争点(1)）
(2) 本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施が憲法9条等に違反し，国賠法1条1項において違法とされるかどうか（争点(2)）
(3) 本件各行為並びに本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施により原告らが損害を受けたかどうか（争点(3)）

3　判断の要旨

(1) 争点（1）について

ア　平和的生存権について憲法前文は，憲法の基本的精神及び理念を表明したものであって，そこに表明されたものが憲法本文の各規定を解釈する指針となり得ることがあるとしても，それ自体が具体的権利の賦与やその保障を定めたものとは解し難い。平和とは，理念ないし目的としての抽象的概念であり，各個人の思想や信条により，多様な捉え方が可能なものである。平和は，個々人の思想や行動のみならず，常に他者との関係を含めて初めて達成し得るものであって，これを確保する手段，方法は，常時変化する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたり，特定することができない。以上に照らせば，憲法前文の「平和のうちに生存する権利」の文言から，直ちに一定の意味内容や，これを達成する手段や方法が特定されるものではない。憲法前文を根拠にして，個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない。

憲法9条は，国家の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであり，同条を平和的生存権の根拠とすることはできない。平和の概念が抽象的であり，平和的生存権の具体的内容を認め難いことから，憲法13条によっても平和的生存権が原告ら個々人に具体的な権利ないし法的利益として賦与されたとはいえない。

イ　人格権について

（ア）本件各行為は閣議決定及び立法行為であり，それ自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とはいい難い。本件駆け付け警護の任務付与や，本件武器等防護の実施がされたが，当審における口頭弁論終結時において我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず，客観的な意味で，原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し，原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い。また，原告らについて平穏な生活を送るという利益が侵害されているとはいえない。

（イ）個人の内心的な感情については，それが害されることによる精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えるような場合には，人格的な利益として法的に保護すべき場合があり，それに対する侵害があれば，その侵害の態様，程度いかんによっては，不法行為が成立する余地があるものの，社会通念上受忍すべき限度を超えたと評価されるには，一定の特殊な地位にあること等によって通常の社会生活の中では生じ得ないような深刻な不快感，焦燥感等が生ずることが必要であると解すべきである。

原告らが本件各行為により，戦争に巻き込まれる，あるいはテロ攻撃にさらされて自分自身や家族の身に危険が及ぶことへの恐怖と不安を覚えていることが認められるが，本件各行為は，政策決定ないし立法行為

そのものであって，我が国の国民一般に及ぶものである。原告らの精神的苦痛は，本件各行為を戦争への加担ないしテロ攻撃による被害を導くものとして理解を共通にする国民一般に広く生じ得る恐怖，不安とみるほかない。

原告らが他国の市民を攻撃・殺傷する加害者になる，加害者に加担する結果となる可能性があることについて良心の呵責に苛まれているとして，その精神的苦痛は，原告らと憲法解釈等を共通にする国民一般に広く生じ得る公憤ないし義憤と解するほかない。原告らの精神的苦痛は，意見表明や政治活動を通じて社会生活で回復されるべき事柄というべきであるから，社会通念上受忍すべき限度を超えたものとはいえない。

ウ　憲法改正・決定権について

原告らは，憲法改正・決定権として，個々人が国会による憲法改正の発議がされる以前から，憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し，国民的意思を形成する過程に参加することが保障されていると主張する。しかし，原告らが根拠とする憲法 96 条 1 項は，憲法改正の発議を国会が行い，国民投票が当該発議に係る「承認」につき行われる旨を明記しており，特定の問題に関する憲法改正の発議の有無につき，個々の国民に対して何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い。原告らが主張する精神的苦痛は，自らの信念が国会において尊重されず，強行採決等により蹂躙されたことによるものと解するとして，原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において生じ得る公憤ないし義憤とみるほかない。

エ　以上によれば，原告らが侵害されたと主張する権利ないし法的利益は，いずれも損害賠償により法的保護を与えられるべき利益とはいえない。

(2) 争点 (2) について

上記のとおり，本件駆け付け警護の任務付与及び本件武器等防護の実施により我が国が他国から武力行使の対象とされているとは認められないから，原告らについて生命，身体の安全や，平穏な生活を送る利益といったものが侵害されているとはいえない。原告らが主張する精神的苦痛については，原告らと憲法解釈を共通にする国民一般に生じ得る義憤ないし公憤とみるほかない。

(3) 結論

以上のとおり，本件では損害賠償により法的保護を与えられるべき利益が存在するとは認められないから，その余の点について判断するまでもなく，原告らの損害賠償請求については理由がない。

なお，具体的事件の結論を出すに当たって必要な場合にその限度で行われるという付随的違憲審査制の下では，本件について憲法判断をすべき理由がない。

以上

差止第12回口頭弁論

東京地裁差止訴訟結審、来年3月13日判決へ

２０１９年１０月３０日、東京地裁差止訴訟の第１２回口頭弁論が開かれました。前もって提出された最終準備書面は８００ページを超える大部となっており、７名の代理人弁護士がこれを要約して陳述しました。

その内容は、①私たちはなぜ安保法制違憲訴訟を提起したか (寺井一弘弁護士)、②新安保法制法の内容とその違憲性 (棚橋圭介弁護士)、③新安保法制法による非侵害権利 (角田由紀子弁護士)、④原告らの被害と損害の深刻性 (古川弁護士)、⑤新安保法制法の危険性と本件差止の必要性 (福田護弁護士)、⑥本件と司法判断のあり方 (伊藤真弁護士)、⑦日本はどこへ行くのか (錦織明弁護士) でした。

午後２時に開始された最終意見陳述は、各代理人弁護士が陳述を終えるたびに傍聴席からは大きな拍手が起きる中で約７５分間にわたって進み、最後に裁判官は本日をもって結審し、来年３月１７日午後２時に判決を言い渡すと告げました。

新安保法制法に基づく自衛隊の出動等を差し止めを求める安保法制違憲差止訴訟は、２０１６年４月２６日、戦争・原爆被災者、基地 (厚木、横須賀) 周辺住民、公共機関労働者、その他の被害者 (学者・研究者、宗教者、母親、障がい者、在日外国人、自衛隊関係者等) ５２名が国を相手取って２０１６年４月２６日、国賠訴訟と同時に東京地裁に提訴したものです。

提訴以来の約３年半で、原告側は新安保法制法の「一見して明白な違憲性」を訴えるとともに新安保法制法による平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の具体的侵害の事実を明らかにし、昨年１０月と１２月には計１３名の原告本人尋問により原告らの被害の実状と差し止めの必要性を明らかにしてきました。

これに対し、国は「原告らには国賠法上の救済を得られる具体的権利ないし法的利益はない」「行訴法３条２項の処分には当たらない」「法律上の争訟に当たらない」などと、形式的・表層的な主張に終始してきました。

新安保法制法の成立に際し、安倍政権は虚言と妄言を弄し、のちに「人間かまくら」と呼ばれることになる強行採決を行い、成立するや否や自衛隊の駆けつけ警護、米軍艦の洋上給油など「専守防衛」を大きく逸脱する政策がとられています。

行政府が立法府を蹂躙し、憲法を無視して戦争政策を採ろうとしている今日、これをただすのは司法権の職責といえます。

結審から判決まで約５か月という比較的長い期間が設定されただけに、裁判官がこの間の膨大な調書・資料にじっくりと目を通し、適正な判決を下すことが期待されます。

安保法制違憲・国賠訴訟東京地裁判決に対する声明

２０１９年１１月７日　東京安保法制違憲訴訟弁護団

言語道断の判決である。

東京地方裁判所民事第１部は、違憲の新安保法制法の制定・施行が不法行為であるとして国家賠償を求めた原告らの訴えを、本日、新安保法制法の違憲性には何ら言及せずに、原告らが侵害されたと主張する権利・利益が国家賠償法上の保護利益にあたらない等という理由で棄却した。

しかし、このような判決は到底受け入れられない。原告らが蒙った損害は、原告らが被侵害権利・利益として主張する平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害である。その審理において、新安保法制法そのものの違憲性と立法行為の異常性についての判断を避けて通ることはできない。この判断を回避し、国家賠償法上の保護利益にあたらない等との理由で原告らの請求を棄却した判決は、原告らの主張に真摯に向き合わず、司法が責務も誇りも捨て去り、行政府・立法府の顔色を窺ってその意向に添おうとした結果と評されてもやむを得ないものである。

最高裁判所は、国会議員による立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合には、国会議員の立法行為は、国家賠償法１条１項の規定の適用上、違法の評価を受ける旨を述べており（最大判平成１７年９月１４日民集５９巻７号２０８７頁）、原告らは、本件はまさにこのような立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害しているとの主張をしていた。しかしながら本判決はこのような観点からの判断を一切していないばかりか、本件侵害行為は「立法行為及び閣議決定であり、それ自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とはいい難い」などと述べ、なすべき判断をしないまま請求棄却との結論を導いているものであって、裁判所が予断を持って本判決を言い渡したものとしか考えられない。

判決は、平和的生存権について「平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であり、各個人の思想や信条により、多様な捉え方が可能なものである。また、平和は、個々人の信条や行動のみならず、常に他者との関係を含めて初めて達成し得るものであって、これを確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたり、特定することができない……「平和のうちに生存する権利」との文言から、直ちに一定の意味内容や、これを達成する手段や方法が特定されるものではないから、憲法前文から裁判規範となるべき国民の権利としての具体的な意味内容を確定することは困難であり、憲法前文を根拠として、個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されているものと解することはできない」と判示する。しかし、このような「平和」の捉え方は特異なものであって、平和的生存権の憲法規範としての意義を放棄したものといわざるを得ない。これは、本件がこれまで平和的生存権という名の権利が争われてきた多くの事案とは異なり、政府自身が長年に亘って憲法上許されないと明言してきた集団的自衛権行使の容認を問題とするものであることに目をつぶるものである。憲法上の概念は多かれ少なかれ抽象的なものがほとんどであるが、だからといって憲法上の権利についての規定が裁判規範とならないわけではない。本件は、「平和」や「平和的生存権」をどのように解するにせよ、その中核部分が行政府と立法府によって毀損されたことがあまりにも明白な事案であるのだから、上記のような判示には何らの説得力もない。

また、判決は、人格権の侵害の主張に対し、「本件全証拠によっても、当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い」と判示し、さらに「我が国が現実に武力行使又はテロ攻撃の対象とされている」ことを否定した上で、原告らの人格権の侵害がないと判断した。このような判断は、現実に戦争が開始され又は戦争の危険が迫っている状況でなければ人格権侵害が生じ難いとするものであって、これでは、原告らの救済を放棄したものといわざるを得ない。

個人の人権が侵害されたとの訴えがなされた場合、これを憲法によって救済するため、その侵害の有無に誠実かつ謙虚に向き合うのが本来のあるべき司法の姿である。この訴訟の原告らは、その経験と良心に基づいて、主権者としてこの憲法に定められた権利を行使し、国の責任を問い、本件国家賠償請求訴訟を提起した。ところが、東京地裁民事第１部の裁判官らは、一見してきわめて明白な憲法違反が問われているこの重大事件に対し、原告らの求める証人尋問すら拒否し、原告らの訴えを一方的な予断をもって切り捨てた。原告らの真摯かつ切実な本件訴えに対し、その応答としてなされた今回の判決は、司法の使命の否定であると同時に、憲法の理念を根底から否定し、戦争へと舵を切ろうとする国策による憲法の破壊・蹂躙に、司法が積極的に手を貸すものといわざるを得ない。

我々は、現政権を忖度してなすべき判断を回避したとしか考えられない本判決に断固として抗議するとともに、これにいささかも怯むことなく、司法が本来の使命を全うしてしかるべき判断を下す日まで全力で闘い続けることをここに宣言する。

安保法制違憲・国賠訴訟東京地裁判決について

名古屋学院大学（憲法学・平和学）飯 島　滋 明

（１）はじめに

2019 年 11 月 7 日、安保法制違憲・国賠訴訟で東京地方裁判所は原告の請求を退ける判決を下した（以下、「本判決」という）。私たち研究者は「素人裁判官」という言い方をすることがあるが、前澤達朗裁判長、実本滋裁判官、神本博雅裁判官による「本判決」は、まさに「素人裁判官」による「駄作」である。以下、「本判決」の問題点を指摘する。

（２）「本判決」の問題点

まず、①「本判決」では「本件各行為は立法行為及び閣議決定であり、それ自体が原告らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とは言い難い」旨の主張が繰り返されているように、「法律」や「閣議決定」が個人の生命や権利を侵害するという観点に欠ける。次に、②「個人の権利」保障、「憲法擁護」の役割が裁判所に委ねられているという意識にも欠ける。第 2 次世界大戦までのヨーロッパでは一般的に、国民代表で構成される議会が制定する「法律」は個人の権利・自由を保障すると考えられた。また、裁判所による違憲審査権は「民主主義」「権力分立」に反するものと考えられていた。ところが第 2 次世界戦中の独裁制の経験、とりわけナチス独裁による人権蹂躙と戦争遂行の経験は、こうした考え方の転換をもたらした。「法律」は権利・自由の侵害をもたらすこと、「人権保障」や「憲法保障」のためにも裁判所的な機関が違憲審査権を行使すべきというのが国際社会の流れである。「本判決」はこうした国際社会の流れに逆行する。

つぎに③「本判決」は、「平和」と「権利」に関する国際社会の流れや日本の憲法学界の議論の積み重ねに背を向ける判決である。「本判決」では、「個々の国民に対して平和的生存権という具体的権利ないし利益が保障されていると解することはできない」旨の判示がされている。2016 年 12 月、国連総会で「平和への権利宣言」が採択された。アメリカや EU 等は「平和は人権ではない」と反対したが、国際社会はこうした反対を押し切り、国連総会で「平和への権利宣言」が採択された。「本判決」は「平和」を「権利」と捉える国際社会の流れに逆行する。

そして「本判決」は、憲法学界での「平和的生存権」の議論の蓄積にも目を閉じた判決である。紙幅の関係でここで詳細に紹介できないが、「平和的生存権」には星野安三郎先生をはじめとする、憲法学界での議論の蓄積がある。「本判決」はこうした議論の蓄積に目を閉ざすがゆえに、簡単に「平和的生存権」の権利性を否定する。

④軍事や政治の知識に関しては「噴飯もの」である。たとえば「少なくとも、集団的自衛権の行使等の対象となるべき特定の事象（米国による戦争等）が現実に発生した段階で、初めて我が国を攻撃対象とする戦争やテロ攻撃の恐れが切迫したか否かを検討しうるものであり、当該事象がいまだ発生していない現段階において、原告らの生命、身体の安全が侵害される具体的危険が生じたものと評価するに足りない」と判示する。真面目に言っているのだろうか？　安保法制がある以上、「集団的自衛権の行使等の対象となるべき特定の事象（米国による戦争等）が現実に発生した段階」になれば、日本は米国の戦争にあらゆる形で巻き込まれる。この段階で裁判を起こしても、戦争やテロ攻撃の危険性を回避することは極めて困難である。だからこそ安保法制の違憲性を「いま」、司法の場でも争う必要がある。こんな主張をして裁判官たちは恥ずかしいと思わないのだろうか？

（３）どうすべきか

裁判官もあらゆる分野に精通しているわけではない。だからこそ、本件訴訟では憲法や軍事の専門家などを証人として採用し、その意見を踏まえて判決を下すべきであった。また、原告たちの証言に真摯に耳を傾けるべきであった。そうすれば、これほどお粗末な判決を下すことはなかったであろう。裁判所の判断は僅か 10 頁にすぎない。証人や原告の意見を聞かない理由は他でもない。安倍自公政権に忖度し、「個人の権利・自由の保障」「憲法擁護」の役割をこれらの裁判官たちが放棄したからである。ただ、すべての裁判官がこうした「ヒラメ裁判官」ばかりではない。ジャンヌ・ダルク、ナポレオンと並びフランスの三大英雄とされるシャルル・ド・ゴールは「フランスは戦闘には負けたが、戦争に負けたわけではない」と発言し、ナチスへの抵抗を呼びかけた。安保法制違憲訴訟に関しても、ド・ゴールの名言に倣えば「戦争」で負けたわけではない。「自分自身や家族らの生命、身体に対する侵害が及ぶことへの恐怖と不安を覚えていることが認められる」と「本判決」でさえも判示せざるを得なかったように、原告らの心を打つ主張を裁判所も無視できなかった。そのことが「安保法制は合憲」との判示をさせない一因となった。私たちは今後も安保法制の違憲性とその廃止の必要性を粘り強く世に問う必要がある。日本を戦争やテロなどの惨禍に巻き込む危険性をもたらす「安保法制」の違憲判決を勝ち取るまで、私たちには「不断の努力」（憲法 12 条）が求められる。

被爆者合唱団「ひまわり」ローマ法王の前で歌う

東京国賠訴訟の東京地裁民事一部の法廷で原告として証言された平原ヨシ子さん（今年５月に逝去）が会長をつとめられていた長崎の被爆者合唱団「ひまわり」の皆様が１１月２４日､爆心地公園においてローマ法王の前で「もう二度と」という曲を歌いました。この歌は安保法制違憲訴訟全国ネットワーク代表の寺井一弘弁護士の実弟である音楽家の寺井一通さんが作詞作曲されたもので一昨年９月の日本教育会館で開催された「戦争を許さない市民大集会」の冒頭にビデオで会場に流されました。

もう二度と　　詞・曲／寺井一通

聞こえていますか　被爆者の声が　あなたの耳に　聞こえていますか
もう二度と作らないで　わたしたち被爆者を
あの青い空さえ　悲しみの色
覚えていますか　広島・長崎　いのちも愛も　燃え尽きたことを
もう二度と作らないで　わたしたち被爆者を
あの忌まわしい日を　繰り返さないで
聞こえていますか　世界の国から　平和を願う声がするでしょう
もう二度と作らないで　わたしたち被爆者を
この広い世界の人々のなかに

全国の提訴・裁判の状況（2019年11月末日現在）

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	控訴
	差止・国賠	3月13日 14:00　判決
	女の会 国賠	12月13日 13:15 証人尋問・原告本人尋問 1月31日 13:15　原告本人尋問
札幌	差止・国賠	3月13日 15:00 * 控訴審
釧路	国賠	12月4日 14:00
福島（いわき）	国賠	2月5日 13:30
神奈川（横浜）	差止・国賠	次回期日調整中
埼玉（さいたま）	国賠	次回期日調整中
群馬（前橋）	国賠	1月22日　14:00　結審
山梨（甲府）	国賠	1月14日 15:00
長野	国賠	12月20日 10:30
愛知（名古屋）	国賠	12月11日 11:00
大阪	差止・国賠	1月28日 15:00　判決
京都	国賠	2月19日 15:00
岡山	国賠	5月13日 14:30
広島	差止・国賠	忌避申立中
山口	国賠	3月4日 14:00
高知	国賠	12月27日 11:30　結審
福岡	国賠	12月24日 14:00
	差止・国賠	12月4日 14:00
長崎	国賠	2月17日 11:20
大分	国賠	2月6日 14:30
鹿児島	国賠	1月8日 15:00
宮崎	国賠	2月18日 14:00
沖縄（那覇）	国賠	12月24日 13:30　結審

署名

東京地方裁判所、民事第１部（国賠訴訟）に、３３，９７７筆の署名を届けました。全国各地からのご協力、ありがとうございました！

引き続き、差し止め訴訟の署名、

「内閣総理大臣は、安保法制に基づき自衛隊を海外に出動させてはならない」との判決を求めます！

を開始しています。ネット署名もしくは、用紙への署名にご協力ください！

呼びかけ　原告等有志一同

ネット署名：http://chng.it/QFYgQDVBTp

東京地裁次回期日

【女の会 第11回期日】2019年12月13日（金）
12:55 傍聴券抽選
13:15 開廷 103号法廷　※証人尋問・原告本人尋問 16:45まで
17:30~18:45 報告集会　参議院議員会館 B107
【女の会 第12回期日】2020年1月31日（金）
12:55 傍聴券抽選
13:15 開廷 103号法廷　※原告本人尋問 16:45まで
報告集会も予定しています。
【差止 第13回期日 判決】2020年3月13日（金）
13:00 東京地裁前集合 アピール行動開始！
13:20 整列・入廷行進
13:30 傍聴席抽選
14:00 開廷 103号法廷 ※判決言い渡し
15:30 報告集会（議員会館を予定しています）
17:00 原告集会

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

国賠訴訟は地裁の判決が出て高裁に控訴しています。差止も３月に判決が出ます。訴訟費用や運動を拡大するための郵送等情報発信のための費用が増大しております。多くの方のご支援をお願いします。年会費一口3000円（何口でもかまいません）です。ご無理のない範囲でよろしくお願いします。なお、12月以降にお振込みいただいた分は、次年度の年会費として処理させていただきます。

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）
【ゆうちょ銀行からのお振込み】
ゆうちょダイレクト：口座記号・番号：00140-514288
ATM：口座記号・番号：001405-514288
窓口：口座記号・番号：00140-5-514288
【その他の金融機関からのお振込み】
店　　番：〇一九（ゼロイチキュウ）
預金種目：当座　口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222　fax.03-5289-8223
E-mail　soshou.sasaeru@gmail.com